

## 公 示

令和7年度の準特定地域における特例許可を行う個人タクシー事業者の参入枠について

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて（令和4年3月31日付中国運輸局公示第100号。以下「特例許可公示」という。）」3及び4の規定に基づき、令和7年度の参入枠について、下記のとおり算定したので、特例許可公示5の規定により公示する。

令和7年4月14日

中国運輸局長 金子 修久

### 記

#### 広島県

|       |     |
|-------|-----|
| 広島交通圏 | 26者 |
| 呉市A   | 13者 |
| 福山交通圏 | 3者  |

#### 岡山県

|       |    |
|-------|----|
| 岡山市   | 1者 |
| 倉敷交通圏 | 2者 |

#### 山口県

|       |    |
|-------|----|
| 宇部市   | 1者 |
| 岩国交通圏 | 2者 |
| 下関市   | 1者 |
| 周南市   | 4者 |

#### 申請受付期間

令和7年9月1日から令和7年9月30日まで

なお、特例許可を行わず、参入枠に残余が生じた場合は、特例許可公示3（2）及び4（2）の規定に基づき、翌年度の参入枠に繰り入れることとする。

#### 附 則

1. 本公示は、令和7年4月14日から施行する。
2. 本公示は、令和8年3月31日をもって廃止する。